

## 東海大学放送研究部 OB 会会則

### 第1条 (名称)

本会は、東海大学放送研究部 OB 会（通称「東海大放研 OB 会」）と称する。

### 第2条 (所在地)

本会の事務所は原則として事務局長宅に置く。

### 第3条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を深めるとともに、放送研究部との連絡を密にして、その発展に寄与することを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は、その目的達成のために次の事業を行う。

1. OB 会報の作成、OB 会名簿等の発行、OB 会ホームページの運営及び会員の集会。
2. 東海大学放送研究部を後援する事業。
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

### 第5条 (会員)

本会は、次の会員で組織する。

1. 会 員 東海大学を卒業又は中退し放送研究部に在籍していた者。ただし会費を3年以上未納の場合は退会したものとみなす。
2. 友誼会員 OB 会の活動に参加を希望し総会で承認された者。  
ただし、役員会の承認により当該年度期中からの活動を可能とし、次期総会において承認を得ることとする。
3. 特別会員 放送研究部の現顧問及び旧顧問。

### 第6条 (役員)

本会は、次の役員を置く。

会長（1名） 副会長（若干名） 事務局長（1名） 幹事（若干名）  
会計（1名） 監事（1名）

### 第7条 (任期)

役員任期は3年とする。ただし、再選を妨げない。

### 第8条 (任務)

役員任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、必要な場合、会長の職務を代行する。
3. 事務局長は、会務および事業運営の実務を統括する。
4. 幹事は、会務および事業運営の実務を分担して行う。
5. 監事は、出納が適正に行われているかを監査し総会に報告する。

### 第9条 (総会)

総会は会長が召集し、原則として毎年1回9月に開催するほか、必要と認めるとき臨時に開催することができる。

### 第10条 (付議事項)

総会では次の事項を決定する。

1. 会務及び事業報告。

2. 事業計画及び予算。
3. 役員を選出
4. 会則の変更
5. その他、必要と認めた事項。
6. 本会の決議は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

第 1 1 条 (会計年度)

本会計年度は、当年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

第 1 2 条 (本会の運営費)

本会は、会費・寄付金及び雑収入によって運営される。

第 1 3 条 (会費)

1. 会費は年額 2,500 円とし、翌年度分を 8 月末日までに一括して納入するものとする。  
途中で退会した場合は返還しない。
2. 友誼会員、および特別会員は納入義務を負わない。

第 1 4 条 (財産の管理)

本会の収支は、総会で承認した口座で保全するものとする。

第 1 5 条 (会計報告)

本会の収支決算は、監事の監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

附 則

本会は、平成 18 年 9 月 17 日に発足し、本会則は平成 18 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

本会則は平成 19 年 9 月 1 6 日より施行する。

附 則

本会則は平成 21 年 9 月 1 3 日より施行する。

附 則

本会則は平成 22 年 9 月 1 8 日より施行する。